

2012年2月市議会 意見書（案）

- [意見書（案）第1号](#) 公的年金受給資格期間を25年から10年に短縮を求める意見書
- [意見書（案）第2号](#) 消費税増税に反対する意見書
- [意見書（案）第3号](#) 「日米地位協定」の抜本的見直しを求める意見書
- [意見書（案）第4号](#) 福井県の定期検査中等の原子力発電所の再稼働を許可しないことを求める意見書
- [意見書（案）第5号](#) 年金制度の改善・充実を求める意見書
- [意見書（案）第6号](#) こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書
- [意見書（案）第7号](#) 基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書
- [意見書（案）第8号](#) 若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書
- [意見書（案）第9号](#) 父子家庭支援策の拡充を求める意見書
- [意見書（案）第10号](#) 福島第一原子力発電所事故の原因究明等がなされていない中での、福井県に立地する定期検査中等の原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書

公的年金受給資格期間を 25 年から 10 年に短縮を求める意見書（案）

【共産党、湖誠、市民ネ、大志提案】

日本の公的年金制度の問題は年金記録問題もさることながら、最大 118 万人の方が「無年金者」という状況にあります。これは最低 25 年かけなければ公的年金がもらえない仕組みになっており、このことにより多数の方が無年金者となっている現状があります。

この問題の解決は、国民の老後の生活保障の上から、緊急の課題となっており、年金の受給資格期間の短縮の必要性は「社会保障・税の一体改革案」でも提起されています。

よって国及び政府においては、現在、無年金者となっている方に対して、納付した保険料に応じた年金を受給できるよう、また、将来の無年金者の発生を抑制していく観点から、受給資格期間を現在の 25 年から 10 年に短縮するよう以下の事項を強く求めるものである。

記

1. 公的年金受給資格期間 25 年の 10 年への短縮を早急に法案化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

消費税増税に反対する意見書（案）

【共産党提案】

政府は消費税増税法案の土台となる「社会保障・税一体改革大綱」を閣議で決定した。消費税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%へ引き上げることを柱にしており、消費税収を「社会保障財源化」するとしている。しかし、政府の説明でも5%の増税分のうち「社会保障の充実」に使うのは2.7兆円、1%相当分であり、充実とは言えない。それどころか「大綱」に「検討する」と明記された年金支給開始年齢の引き上げが実行されれば6兆～10兆円の年金がカットされ、「充実」分をはるかに上回る社会保障の切り下げとなるのは明らかである。

各新聞の世論調査でも、消費税増税への「反対」が「読売」では55%、「朝日」では46%となっている。中小企業者や年金生活者はもちろん、労働者、農林漁業者、消費者など幅広い階層・分野の人々が、消費税の増税による営業や暮らし、景気への打撃を心配しており、「この不景気の時に消費税増税をすべきではない。」というのが今の国民の声である。とりわけ今でも苦難を強いられている東日本大震災で被災された方々にも容赦なくのしかかる消費税は家や工場などを失った被災者の生活再建に大きな負担を強いる過酷な税金になる。

1997年に消費税が3%から5%になったとき景気は上向いていたが、増税後に個人消費は落ち込み続け20年間に及ぶ不況となった。今回は1997年当時と比べても家計所得が大きく減少しているなかでの5%から10%の増税であり、増税による13.5兆円に上る負担増は内需を壊して全体の税収も減らすものである。

日本商工会議所など中小企業4団体の昨年の調査によると、消費税が引き上げられた場合、小規模企業の7割が価格に転嫁できないと答えている。近畿では税金滞納額の半分を消費税が占めている。消費税10%への増税は中小業者を一層の営業困難や廃業に追いやることは必至で、地域経済や地域社会の一層の疲弊につながることは明らかである。

今、すべきことは消費税に頼らず、軍事費や不要不急の公共事業、政党助成金などの無駄を一掃する財政改革と、大企業・富裕層への応分の負担を求め、同時に「ルールある経済社会」への転換をはかることにより、社会保障の再生・拡充の財源を確保することである。

よって、国及び政府においては、消費税増税を行わないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

「日米地位協定」の抜本的見直しを求める意見書（案）

【共産党提案】

昨年1月、沖縄県沖縄市の国道で、在沖縄米軍属の男性が運転する乗用車が対向車線に侵入し、19歳の会社員の運転する軽乗用車に正面衝突し死亡させる事故が発生した。

那覇地方検察庁沖縄支部は3月24日、自動車運転過失致死罪で送検されていた同軍属の男性を「公務中」を理由に不起訴処分にした。また、一昨年9月に山口県岩国市で発生した米軍岩国基地所属の米軍属による交通死亡事故においても、「公務中」を理由に不起訴処分とされた。

日本平和委員会が情報公開法に基づき入手した法務省統計資料によると、2010年に起こった米兵・軍属・その家族による犯罪の一般刑法犯（自動車による過失致死傷を除く）の起訴率は11.7%で、日本全体の起訴率42.2%に比べ極めて低い。

このように、在日米軍の軍属の犯罪が誰からも裁かれないことに、沖縄県民、国民が怒りの声をあげ、こうした世論の広がりの中で、一定の対応をせざるをえなくなったことから、日米両政府は11月23日、米軍属による公務中の死亡事故など重大な事件・事故について、日米地位協定の「運用改善」で合意し、沖縄県での事故については、米側の「好意的考慮」で、同軍属の男性を「在宅起訴」とした。

しかし、今回の日米合意は、米側に第1次裁判権を認めたままで、同様の事件・事故が発生した場合、米側の「好意的考慮」によって対応が左右されるもので抜本的な解決につながらない。

この背景には、「日米地位協定」の米兵犯罪について、「日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については第1次裁判権を行使するつもりがない」とする1953年9月に日米間が交わした密約がある。

また、警察庁がまとめた米軍人による刑法犯検挙数は、1989年から昨年までで2,240件。うち沖縄県が1,035件、横須賀基地や厚木基地のある神奈川県が444件、佐世保基地のある長崎県が283件、岩国基地のある山口県が212件となっている。

このことは、同じ「日米地位協定」第2条-4-bにより、毎年のように日米合同演習が行われている饗庭野演習場を抱える滋賀県民にとっても切実な問題である。

よって、国及び政府においては、日本の主権の否定につながる第1次裁判権放棄の日米地位協定の抜本的見直しを行うよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

福井県の定期検査中等の原子力発電所の再稼動を許可しないことを求める意見書（案）

【共産党提案】

2011年3月11日に発生した福島原子力発電所事故は、日本全国、全世界の広域に放射能汚染を拡散させた。放射能被ばくによって、発がん性リスクの高い子どもをはじめ、多くの人命、生物の命が脅かされている。事故から1年近くが経過した現在でも、事故を起こした原子炉は高濃度放射能汚染のため管理が極めて難航しており、事故の実態も、原因の解明も進んでいない。

放射能汚染地域は広範囲にわたり、除染も始まったばかりで多くの住民が故郷を追われ、避難生活を強いられている。汚染によって発生したがれきの処分も大変な難題となっている。このような経過を見ても、原子力発電に関わる安全技術等が十分確立されていないこと、一たび事故を起こせばその被害が社会的に許容できないことが明らかになった。

しかしながら福井県の大飯原子力発電所3、4号機について、関西電力は再稼動にむけたストレステストの結果を原子力安全・保安院に提出、原子力安全・保安院はこれを「妥当」なものとして受理した。福島第一原子力発電事故の検証もされておらず、実証実験も伴わないデータ解析のテストによる「再稼動」は認められるものではない。

しかも福井県の14基の原子力発電所の直下には多くの活断層があり、原子力発電所の老朽化も進んでおり、一たび大地震が起これば福島と同様の事故を起こすことが危惧されている。大津市北部は福井の原子力発電所群からわずか34kmに位置しており、市民から再稼動への不安が広がっている。しかも、琵琶湖は近畿圏の住民生活の重要な水源となっている。

よって、政府及び福井県においては、福井県の定期点検中等で停止中の原子力発電所の現状での再稼動を認めないよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年金制度の改善・充実を求める意見書（案）

【共産党提案】

現在のわが国の公的年金制度の最大の問題は膨大な数の無年金・低年金者の存在である。2010年度の国民年金保険料の納付率は59.3%となり、前年度（60.0%）を下回って過去最低を更新した。現行制度開始（1986年）以来、60%を割り込んだのは初めてで、20歳代の納付率は40%台後半と、特に低くなっている。

その原因は雇用環境の悪化で、臨時・パートの割合が増加しており、不安定雇用で月額保険料（2010年度1万5,100円）が払えない人が増えているためと指摘されている。

国民年金加入者1,938万人のうち、未納者と免除・猶予者が合わせて873万人と45%を占めており、納付期間が25年に達しなければ、全く年金が受けられず無年金になる。また、未加入や未納の場合でもその期間の年金は払われないので低年金となり、申請減免の場合でも、その分年金額が減らされ極めて低年金となるなど、将来の無年金・低年金者が増大し、国民皆年金制度を揺るがしかねない事態が広がっている。

支給額の低さについては、ようやく「最低保障年金」が検討されるようになったが、政府与党の年金「改革」案では、最低保障年金の満額7万円が支給開始となるまでに40年以上かかり、高齢者の大多数がもらえるようになるのは60年後となる。また、年金制度の「一元化」が前提になっているが、自営業者の加入する国民年金が、サラリーマンが加入して保険料を事業主と折半で納めている厚生年金と「一元化」された場合、自営業者は保険料の事業主負担分と本人負担分を両方自分で支払うことになり、保険料の負担増が大きな問題となる。

よって、国及び政府においては、無年金者、低年金者をなくすために、保険料の負担増とならない最低保障年金制度を速やかに検討するべきである。当面、現行の基礎年金の受給額の2分の1を税金で負担する仕組みをあらため、全員に定額（基礎年金満額の2分の1である3万3,000円）を国庫負担で支給し、その上に保険料負担部分を上乗せ支給する制度を実施するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

こころの健康を守り推進する基本法の制定を求める意見書（案）

【公明提案】

心身の健康は、一人ひとりの国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものである。しかし、現在の我が国は、年間自殺者が3万人にも上り、320万人を超える方々（国民の40人に1人以上）が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字に代表されるように、「国民のこころの健康危機」といえる状況にある。ひきこもり・虐待・路上生活など多くの社会問題の背景にも、こころの健康の問題があるといえる。

しかし、日本における精神保健・医療・福祉のサービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民ニーズに応えられるものではない。

世界保健機関は、病気が命を奪い生活を障害する程度を表す総合指標を開発し、政策における優先度を表す指標として提唱しているが、この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになった。

精神疾患は、それに続く「がん」と循環器疾患と合わせて三大疾患の一つといえる。

欧米では、この指標に基づいて国民の健康についての施策が進められているが、日本ではそうした重要度に相応しい施策がとられてきていない。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展する活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要である。

よって、国及び政府においては、その重要性にふさわしく、すべての国民を対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を求める意見書（案）

【公明提案】

国が地方自治体の仕事を様々な基準で細かく縛る「義務付け・枠付け」の見直しや、都道府県から市町村への権限移譲を進めるための地域主権の第1次・第2次「一括法」が、昨年の通常国会で成立した。291項目にわたる第3次見直しも昨年末に閣議決定され、本年の通常国会に提出される見通しとなっている。

一方、自主財源の乏しい地方自治体は、人件費の抑制、事務事業の抜本的な見直しによる歳出削減など、徹底した行財政改革を進めてきているが、財源の多くを国によって定められた行政水準の確保に費やさざるを得ないなどで、さらに厳しい財政運営を強いられている。地方自治体は、農林水産業の振興や地域経済の活性化、少子・高齢社会、高度情報化への対応、防災対策や各種社会資本整備など重要な課題を有し、これらの財政需要に対応し得る地方財政基盤の充実・強化が急務となっている。

地域主権改革は、地域住民が自ら考え、その行動と選択に責任を負うという住民主体の発想に基づく改革を目指すものであり、明治以来の中央集権体質からの脱却、国と地方が対等の立場で対話できる関係への根本的転換を進めていくものでなければならない。

よって、国及び政府においては、基礎自治体への円滑な権限移譲に向けた支援策の充実を図るため、以下の項目を速やかに実施するよう強く要望する。

記

1. 権限移譲に伴い必要となる財源措置を確実にを行うこと。また、移譲時に必要となる電算システム整備など臨時的経費についても確実に財源措置を行うこと。
2. 都道府県から基礎自治体への権限移譲においては、事務引継ぎ、研修、職員派遣、都道府県・市町村間の推進体制の構築など、基礎自治体への権限移譲が円滑に進められるよう、移譲の時期、具体的な財源措置など必要な事項について地方側に十分な情報提供を行うこと。
3. 厳しい行財政環境や超高齢化の進行の中で、移譲される権限の内容によっては、人員体制等も含め、各市町村単独での権限移譲に課題を抱える地域もあるものと予想されることから、広域連合の設立手続きの簡素化なども含め、市町村が共同で柔軟に権限を行使できる仕組みを整備し、地域の実情に応じた効率的な権限移譲が行われるようにすること。
4. 地方の自主性・裁量性を拡大し、地方の特性に応じて事務が行えるよう、一層の「義務付け・枠付け」の見直しを行うとともに、今後の見直しに当たっては、「国と地方の協議の場」等において地方との十分な協議を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

若者雇用をめぐるミスマッチ解消を求める意見書（案）

【公明提案】

2008年の金融危機以降、とりわけ若者の雇用は厳しい状況が続いており、昨年の東日本大震災に加え、超円高に見舞われ、更なる悪化が懸念されている。

日本は、技術立国として知られているが、少子高齢化の進展により担い手の育成は急務で、前途有望な若者たちに活躍の場がないことは、社会全体にとっても大きな損失である。

さらに、長引く景気低迷は、若者の正社員への道を閉ざし、現役学生が安定を求めて大企業志向を強める一方、就職できなかった者は、職業能力向上の機会が著しく失われ、仕事の本質的な魅力に触れる機会も少なくなる。

このような状況の中、若者雇用の非正規化が進む要因の一つとして、「情報のミスマッチ」が挙げられる。これは、多くの中小企業はハローワークを通じて求人する一方で、学生側は就職支援サイトを多用しているというミスマッチからである。また、中小企業の情報が乏しいために、それが学生の大企業志向を助長させ、雇用のミスマッチを生んでいるともいえる。

よって、国及び政府においては、若者の雇用をめぐるミスマッチを解消するため、以下の項目を迅速かつ適切に講じるよう強く要望する。

記

1. ハローワークと就職支援サイトの連携強化で中小企業に関する情報提供体制の充実を図ること。
2. 企業現場での実習を行う「有期実習型訓練」を実施する中小企業に対する助成金制度を拡充すること。
3. ジョブカフェ強化型事業や「ドリームマッチ・プロジェクト」の継続、または同様の取り組みの拡充を図り、学生と中小企業の接点を強化すること。
4. 地域の中小企業と関係団体が協力し、新入社員への基礎的な職業訓練・能力開発を一体的に実施するなど、中小企業への定着支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

父子家庭支援策の拡充を求める意見書（案）

【公明提案】

父子家庭が年々増えており、多くの父子家庭も母子家庭同様、経済的に不安定で、子育て等でも多くの課題を抱えているが、父子家庭と母子家庭では、行政による支援の内容に大きな差がある。

児童扶養手当法改正により平成 22 年 8 月 1 日から、母子家庭の母を支給対象としていた児童扶養手当が父子家庭の父にも支給されることとなった。しかしこのほかにも、母子家庭が受けられる行政による支援制度（就労支援や技能習得支援、福祉貸付金、自立支援給付金など）の多くが、父子家庭では受けられない。

よって、国及び政府においては、対象が「母子家庭」に限られている諸制度に関して、「父子家庭」も対象とする改善を行うとともに、以下の項目を速やかに実施するよう強く要望する。

記

1. 遺族基礎年金の父子家庭への拡充策として、死別の父子家庭の父においても支給対象とするとともに、父と子が共に暮らしていても子に遺族基礎年金が支給されるよう改正すること。
2. 母子寡婦福祉資金貸付金、高等技能訓練促進費事業及び特定就職困難者雇用開発助成金の対象を父子世帯にも拡大すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

福島第一原子力発電所事故の原因究明等がなされていない中での、福井県に立地する定期検査中等の原子力発電所の再稼働を認めないことを求める意見書（案）

【公明提案】

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故は、水素爆発及び炉心溶融により大量の放射性物質を放出し広範囲に拡散させた。

現在、国会に東京電力福島原子力発電所事故調査委員会が設置され、事故にかかる経緯及び原因の究明が行われているが、調査結果及び提言の取りまとめは平成 24 年 6 月の予定である。

一方、定期検査中の関西電力大飯原子力発電所 3 号機及び 4 号機においては、事業者が実施した発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価について原子力安全・保安院が審査し妥当との評価を行い、現在、原子力安全委員会がその審査結果を確認しているところである。

大津市は、福井県の 14 基の原子力発電所からわずか 30 数 km 地点に位置している。この原子力発電所は多くの活断層が存在する地域に立地しており、いつ地震が起きてもおかしくない危険な地域である。この福井で原発事故が生じた場合、滋賀県や大津市は福島同様の被災地となることが予想される。

よって、国及び政府においては、福島第一原子力発電所事故の実態及び原因が究明されるとともに、福井県に立地する原子力発電所の安全性が確保されるまでは、福井県の定期検査中等の原子力発電所について再稼働を認めないよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。